

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布

1 地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布できるものとする。

イ 都道府県知事選挙にあつては、候補者一人について、選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ十萬枚(当該都道府県の衆議院小選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、一万五千枚を十萬枚に加えた数とし、その上限は三十萬枚とする。)

ロ 指定都市の長の選挙にあつては、候補者一人について、選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ七萬枚

ハ 指定都市以外の市長選挙にあつては、候補者一人について、選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ一万六千枚

二 町村長選挙にあつては、候補者一人について、選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚

2 都道府県知事選挙については都道府県は、市長選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のイからハまでのビラの作成を無料とすることができる。

二、施行期日

この法律は、平成十九年三月二十二日から施行する。